

(6) 生活環境の整備

基盤整備係(一覧に戻る)

農山漁村 交付金事業名	農業集落排水事業(団体営)			
(参考) 補助事業名	農業集落排水資源循環統合補助事業(団体営)			
事業内容	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 また、農業集落排水処理施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減・平準化を図るため、既存施設の機能低下等の的確な状況把握(施設機能診断調査)を通じた、市町村の全施設を対象とした最適整備構想の策定を行う。 (1) 汚水処理施設または資源循環施設(発生汚泥等の堆肥化等再生利用施設や太陽光発電施設)及びこれらに附帯する①農業集落道②水洗化用水施設③周辺環境配慮施設 (2) 農業集落排水施設の機能の長期的な安定化を確保するため、供用中の施設に対して行う改築事業(処理施設の改善、高度処理施設の追加、施設機能回復等)。[改築＝機能強化対策] (3) (1),(2)の事業の施行に必要な調査及び計画の策定。 (4) 農業集落排水施設の劣化状況を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を検討する最適整備構想の策定。			
採択要件	1. (1)の事業にあつては 1) 受益戸数概ね 20 戸(離島は 10 戸)以上。 2) 排水管路末端の受益戸数 2 戸以上及び災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積 0.3ha 以上の防災拠点又は避難所に限る。)に整備するマンホールトイレシステム。(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、1 処理区あたり1か所が上限、敷地面積 0.3ha 以上 1ha 未満に該当する防災拠点又は避難所におけるマンホールトイレシステムの整備については、1 地方公共団体あたり 10 か所が上限) 3) 汚水処理施設は原則として処理対象人口概ね 1,000 人程度以下とするか、1,000 人を超えるような場合においては、関係市町村及び県の農林部局・下水道部局との間で協議調整のうえ、事業を実施することができる。 4) 資源循環施設は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設であること。または、汚水処理施設等に電力を供給することを目的とし、停電時にも電力を供給できる自立運転機能を有した施設(売電目的の施設は除く。) 5) 附帯する施設の要件 ① 排水管を敷設する集落内道路の拡幅・舗装 ② 事業区域内の集落便所を水洗化するために追加的に必要となった用水を確保する施設 ③ 処理施設から放流される処理水を利用する親水・景観保全のための施設 2. (2)の事業にあつては 1) 改築の場合は、最適整備構想が策定されており、改築に要する費用の額が2,000 千円以上であつて、かつ次のいずれかの要件に該当する施設であること。 ①維持管理が適切に行われているものであつて、原則として7年以上経過していること。 ②供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件または環境の変化が認められること。 ③汚水処理施設等に電力を供給することを目的とした太陽光発電施設であること。 ④対象施設は農業集落排水事業のほか、農村総合整備モデル事業等で整備したもの(国の助成を受けずに整備したものを含む)。 3. (3)の事業にあつては、 ①計画の概要を定める書類を作成する業務であること。 ②改築の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。 4. 整備対象集落は、農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする地域を含む)内の農業集落とする。 5. 「農業集落排水資源循環促進計画」が策定されていること。 6. (4)の事業にあつては、当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。			
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙 4-1(農村整備に係る運用) 別紙 4-2(農村整備に係る取扱い)			
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交付率	区 分		国	県
	(1)(2)(3)		50	0
	(4)	機能診断	100(1 処理区当たり上限 200 万円)	0
		最適整備 構想策定	100 (1 構想当たり処理区数×100 万円+200 万円 当該額が 800 万円を超える場合は上限 800 万円)	0
適用	農山漁村地域整備交付金で平成29年度以降に事業着手する場合にあつては、費用対効果の算出が必要。(調査及び計画の策定、機能診断調査及び最適整備構想の策定を除く。)			

交付金事業名	【地方創生推進交付金】地方創生汚水処理施設整備推進交付金(農業集落排水事業)			
事業主体	団 体 営			
事業内容	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (1) 汚水処理施設または資源循環施設(発生汚泥等の堆肥化等再生利用施設や太陽光発電施設)及びこれらに附随する①農業集落道②水洗化用水施設③周辺環境配慮施設 (2) 農業集落排水施設の機能の長期的な安定化を確保するため、供用中の施設に対して行う改築事業(処理施設の改善、高度処理施設の追加、施設機能回復等)。〔改築＝機能強化対策〕			
採 択 要 件	1. (1)の事業にあつては 1) 受益戸数概ね20戸(離島は10戸)以上。 2) 排水管路末端の受益戸数2戸以上。 3) 汚水処理施設は原則として処理対象人口概ね1,000人程度以下とするか、1,000人を超えるような場合においては、関係市町村及び県の農林部局・下水道部局との間で協議調整のうえ、事業を実施することができる。 4) 資源循環施設は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設であること。または、汚水処理施設等に電力を供給することを目的とした施設(売電目的の施設は除く。) 5) 附随する施設の要件 ④ 排水管を敷設する集落内道路の拡幅・舗装 ⑤ 事業区域内の集落便所を水洗化するために追加的に必要となった用水を確保する施設 ⑥ 処理施設から放流される処理水を利用する親水・景観保全のための施設 6) 同一の市町村で所管が異なる2種類以上の汚水処理施設整備事業(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽)が地域再生計画期間中に実施されること。 かつ地域再生計画目標として下記のとおり掲げること。 ・農業集落排水(目標:普及率の向上) ・公共下水、合併浄化槽(目標:普及率の向上または水質保全) 2. (2)の事業にあつては 1) 改築に要する費用の額が2,000千円以上であつて、かつ次のいずれかの要件に該当する施設であること。 ①維持管理が適切に行われているものであつて、原則として7年以上経過していること。 ②供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件または環境の変化が認められること。 ③汚水処理施設等に電力を供給することを目的とした太陽光発電施設であること。 2) 同一の市町村で所管が異なる2種類以上の汚水処理施設整備事業(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽)が地域再生計画期間中に実施されること。 かつ地域再生計画目標として下記のとおり掲げること。 ・農業集落排水(目標:水質保全等) ・公共下水、合併浄化槽(目標:普及率の向上) 3. 整備対象集落は、農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする地域を含む)内の農業集落とする。 4. 「地域再生計画」、「農業集落排水資源循環促進計画」が策定されていること。 5. 同一の市町村で所管が異なる2種類以上の汚水処理施設整備事業(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽)が地域再生計画期間中に実施されること。 6. 農山漁村地域整備交付金事業で既に実施されている地区について、汚水処理施設整備交付金への制度移行も可能である。			
関係法令	地域再生法			
制度要綱	地方創生推進交付金制度要綱			
交付要綱・要領	地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱、交付要領			
補助率	区 分	国	県	その他
	(1),(2)	50	0	50
適 用				

農 山 漁 村 交付金事業名	地域用水環境整備事業
事業主体	県 営 ・ 団 体 営
事業内容	農村地域における生活空間の質的向上等を図るため、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は地域用水機能の維持増進に資する施設の整備等を行う 1. 地域用水環境整備事業 農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進等に資する以下に掲げる施設の整備 ア 親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備(親水・景観保全施設整備) イ 蛍ブロック、魚巣ブロック、草生水路、魚道等の整備(生態系保全施設整備) ウ 地震などの災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての、防火水槽、吸水樹、給水栓及びアクセス施設等の整備(地域防災施設整備) エ 渇水時に必要となる以下の施設(渇水対策施設整備) ①農業排水を再利用するための堰、揚水機、送水管等の整備 ②緊急水源確保のための、ファームポンド、ため池及び簡易井戸等の整備 ③各水源間で相互に農業用水を融通するための連絡水路等の整備 オ 造成された施設の適切な利用と保全を図るためのベンチ、パーゴラ、水質保全施設、緑化、消雪施設、便所、水飲場、休憩所、駐車場、管理道、遊歩道、案内板、照明、安全施設等の整備(利用保全整備) カ 地域用水機能の増進のための施設としての共同洗い場、チェックゲート、反復利用施設等の整備(地域用水機能増進施設整備) キ 農業水利施設の包蔵水力を活用した小水力発電のための施設整備(新設、更新・部分改修)(小水力発電整備) 2. 歴史的施設保全事業 歴史的な土地改良施設を対象に、当該施設の有する歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設の機能の維持又は向上及び安全性確保のため緊急に必要な補強工事並びに当該施設の適切な保全・管理のために当該工事と一体的に整備する必要のある以下の施設の整備 ア 当該施設に関連する資料の収集・保管庫の整備 イ 管理道及び駐車場の整備 ウ 当該施設の維持補修に必要な技術の習得等 ※1の事業実施主体は県、市町村、土地改良区等。ただし、単独地域防災施設整備、単独渇水対策施設整備、単独魚道整備については県営 ※2の事業実施主体は県、市町村、土地改良区等。ただし、文化財以外を対象とする場合については県、市町村
要件	1. 地域用水環境整備事業 (1)事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。 (2) 総事業費が 5 千万円以上。地域用水機能増進施設の整備を行う場合は、「地域用水機能増進基本計画」が策定されていること。 (3) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること (4) 単独地域防災施設整備、単独渇水対策施設整備、単独魚道整備及び小水力発電整備にあつては、下記の要件に該当するものであること。 ア 単独地域防災施設整備(「地域防災施設整備事業計画」が策定されていること) 総事業費が 3 千万円以上であること。 イ 単独渇水対策施設整備(「渇水対策施設整備事業計画」が策定されていること) 総事業費が 3 千万円以上。近年、渇水に伴う取水制限が行われている地域における施設整備であること。 ウ 単独魚道整備(「魚道整備事業計画」が策定されていること) ・魚道が未整備、又は河川の流水による損傷により正常に機能していない施設 ・河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている施設 エ 小水力発電整備(「小水力発電整備事業計画」が策定されていること) 土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれるものとして、その施設等を対象に電力を供給する小水力発電施設であること。 整備する施設の費用が以下を満足すること。 [建設費×発電事業者費用負担率]÷[年間売電収入－年間維持管理費]≤総合耐用年数×1/2 2. 歴史的施設保全事業 (1)「歴史的施設保全事業計画」が策定されていること。 (2)下記の要件に該当すること。 ア 文化財保護法第 27、57、78、109 条又は第 182 条の規定に基づき文化財として指定されているか、若しくは、登録されることが確実と認められる土地改良施設 イ 当該施設の支配面積又は一連の群として関連性を持つ複数の施設の支配面積の合計が 20ha 以上であること。 ウ 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われていること。 エ 総事業費が 3 千万円(ため池にあつては 8 百万円)以上であること。

実 施 要 綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実 施 要 領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2			
交 付 要 綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交 付 率	区 分	国	県	その他
	小水力発電整備 (施設整備)	50	10(15)	40(35)
	その他	50	未	未
	()内の率は6法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯に適用			
適 用	事業実施にあたっては、「地域用水環境整備事業計画概要書」及び「地域用水等事業計画」を作成 小水力発電整備(施設整備)の交付率は団体営のみ			

事業名	農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）			
事業主体	団 体 営			
事業内容	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥等の循環利用を目的とした施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (1)〔強靱化型〕 最適整備構想及び維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去 (2)〔高度化型〕 維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去 (3)〔調査計画策定〕 (1),(2)の事業の施行に必要な調査及び事業計画計画の策定			
採 択 要 件	1. 農村インフラ整備計画の作成 本事業を実施しようとする者は、農村の持続性の向上を図るための、農村インフラの再編・集約、災害対策、維持管理の効率化、農業生産性の向上等への対応方針等の事項を記載した「農村インフラ整備計画」を作成すること 2. 強靱化型及び高度化型の共通要件 1) 受益戸数概ね 20 戸（離島は 10 戸）以上、ただし、排水管路末端の受益2戸以上 2) 最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、改築費 200 万円以上であって、かつ、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当すること (ア)維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること (イ)供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化、その他の既設の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること 3) 整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資する PFI 等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること 4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1 処理区当たり1か所（敷地面積 0.3ha 以上1ha 未満の防災拠点等については、1 地方公共団体当たり 10 か所）を上限とする 3. 強靱化型の個別要件 次のいずれかを満たすものであること (1)定住人口がおおむね 500 人以上であるもの (2)浸水想定区域内にあるもの (3)処理区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの (4)施設の再編・集約を行うもの 4. 高度化型の個別要件 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること。 5. 調査計画策定の要件 2から4までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること			
実施要綱	農村整備事業実施要綱			
実施要領	農村整備事業実施要領 別紙 1（農業集落排水施設整備事業）			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
交 付 率	区 分	国	県	その他
	強靱化型	50 (100 ※1)	0	50 (0 ※1)
	高度化型			
	調査計画策定			
適 用	※費用対効果の算出は必須（調査計画策定を除く） ※1 調査計画策定において事業計画に排水汚泥を全量農地還元することを目標に定める場合（令和 9 年度まで）			

事業名	農村整備事業（計画策定等事業）			
事業主体	団 体 営			
事業内容	本事業を実施しようとする者が作成する「農村インフラ整備計画」で示した検討方針及び整備方針に基づき、点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討及び計画の策定を行う事業。 (1) 〔施設計画策定事業〕 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした農業集落排水施設整備事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な維持管理適正化計画の策定を行う (2) 〔機能保全計画策定事業〕 農業集落排水施設の機能保全計画（最適整備構想）の策定を行う （策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む） (3) 〔農業集落排水汚泥農地還元推進事業〕 農業集落排水施設で発生する汚泥の肥料利用等による農地への還元を推進するために必要な調査・調整、技術的検討及び計画策定を行う			
採 択 要 件	1. 農村インフラ整備計画の作成 本事業を実施しようとする者は、農村の持続性の向上を図るための、農村インフラの再編・集約、災害対策、維持管理の効率化、農業生産性の向上等への対応方針等の事項を記載した「農村インフラ整備計画」を作成すること 2. 施設計画策定事業を実施する場合 1) 当該事業費が200万円以上であること 2) 施設計画策定事業計画を作成すること 3. 機能保全計画策定事業を実施する場合 農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）の採択要件部分に記載の2から4までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること 4. 農業集落排水汚泥農地還元推進事業を実施する場合 1) 農業集落排水汚泥の農地への還元に取り組んでいる又は取り組む予定であること 2) 事業完了後は、資源循環促進計画の内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこと 3) 当該事業費が200万円以上であること 4) 農地還元推進事業計画を作成すること			
実施要綱	農村整備事業実施要綱			
実施要領	農村整備事業実施要領 別紙6（計画策定等事業）			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
交 付 率	区 分	国	県	その他
	施設計画策定事業	100（上限額なし）	0	0
	機能保全計画策定事業			
	農業集落排水汚泥農地還元推進事業			
適 用	農山漁村地域整備交付金は以下のとおり上限あり ・機能診断：1処理区当たり上限 200 万円 ・最適整備構想策定：1 構想当たり処理区数×100 万円+200 万円 当該額が 800 万円を超える場合は上限 800 万円			